
4 全体構想

4 全体構想

4-1 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

① 市街化区域と市街化調整区域の区域区分を基調としたまちづくり

本市の人口は、市全体で減少が続く中、市街化調整区域と都市計画区域外で減少していますが、市街化区域では増加しています。

このことを踏まえ、今後も区域区分を基調とし、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設の整備による良好な市街地の形成等を図ります。また、市街化調整区域においては、優良農地、豊かな自然環境の保全とともに秩序ある集落環境づくりを進めます。

② 持続的発展が可能なコンパクトな市街地の形成

南国市立地適正化計画において、計画の理念を「高齢者など誰もが、住み慣れた郷土で、いつまでも安全で心豊かに、暮らし続けることができるまち“なんこく”づくり」と定めています。

このことを踏まえ、市民の各種生活サービスが市内で安定的に提供され、若者、子育て世代、高齢者を含めた誰もが安心して快適な暮らしが送れるよう、中心拠点に市全体の高次な各種都市機能を、地域拠点に各種日常生活サービス機能を誘導して集約を図ります。併せて、中心拠点、地域拠点を中心とする地域に、市民の居住選択を尊重しつつ集まって住む“まちなか居住”を緩やかに誘導します。

このことにより、現在の一定の人口密度と人口規模を維持し、生活サービス水準や地域コミュニティ機能が持続的に確保され、市民の誰もが安心して快適な暮らしが送れる集約型のコンパクトな市街地の形成に取り組みます。

③ 集落等の安定した定住環境の維持、充実

人口減少や少子高齢化が進行しても、将来にわたり集落に住み続けることのできるよう地域コミュニティ機能を維持した定住環境の保全を図ります。併せて、公共交通網により中心拠点等とのアクセスを確保するとともに、地域住民と協働して既存の医療・福祉・商業施設等を保全、活用した集落拠点づくりに取り組みます。

④ 多様な雇用を生み出す産業の創造

本市では、企業団地の立地を誘導する適地が限られるようになってきており、また、南海トラフ地震の津波浸水想定区域内に立地していることなどの理由により、既存企業の移転計画の動向がみられます。こうした状況に対応するとともに、定住人口の増加を目指し、企業誘致を促進して多様な雇用の場を拡大するため、新たな企業団地の整備や中心拠点等の商業・業務施設の誘致に取り組みます。

(2) 市街地ゾーン（市街化区域）

① 都市機能誘導区域

住居系市街地、商業系市街地のうち、南国市立地適正化計画が定める都市機能誘導区域に該当する区域を本マスタープランにおいて都市機能誘導区域と定めます。

中心拠点周辺の商業系市街地を中心として、都市計画道路整備に伴う沿道の再整備、空き店舗、空き地の活用とともに土地の高度利用を促進し、民間活力等を活かして医療、福祉、子育て支援、文化、商業、行政サービス等の市全体の高次な各種都市機能と市街地における日常生活サービス機能の集積を促進します。また、都市計画道路沿道等の用途地域の見直し等を必要に応じて検討します。

地域拠点周辺の商業系市街地を中心として、日常生活を支援する医療、福祉、子育て支援、商業等の集積を促進します。

② 居住誘導区域

住居系市街地、商業系市街地のうち、南国市立地適正化計画が定める居住誘導区域に該当する区域を本マスタープランにおいて居住誘導区域と定めます。

中心拠点周辺の住居系市街地を中心として、空き家、空き地の活用や土地の高度利用を促進し、良質な住宅・共同住宅の供給により子育て世代等を中心とした住み替えとともに、医療・福祉施設等の充実により高齢者等の居住継続を誘導し、一定の人口密度・規模を維持する中心市街地の形成を促進します。

また、安全な生活道路や身近な公園・広場の確保、下水道等の整備により良好な住宅地の形成に努めるとともに、沿岸部からの安全な居住地への住み替え希望者への支援に努めます。

地域拠点周辺の住居系市街地を中心として、良質な住宅の保全や空き家、空き地を活用して住宅地の活性化を促進し、子育て世代等を中心とした住み替えとともに、高齢者等の居住継続を誘導し、一定の人口密度・規模を維持する住宅市街地の保全を促進します。

③ その他の住居系市街地

市街化区域の居住誘導区域以外の住居系市街地において、空き家等の再利用を支援して良好な居住環境を形成し、戸建住宅を中心とした住宅地の保全を促進します。また、低・未利用地の有効利用を住民との協働により検討します。

④ 工業系市街地

市街化区域内の工業地を工業系市街地と定めます。

南国オフィスパークやなんごく流通団地、高知みなみ流通団地などの既存の工業系市街地は、周辺の土地利用との調和に留意し、良好な操業環境の維持・創出や緑地の確保等を促進します。また、工業の高度化や流通の広域化・高速化に対応した土地利用の再編を検討します。

(3) 田園・森林ゾーン（市街化調整区域、都市計画区域外）

① 集落定住エリア

市街化調整区域及び都市計画区域外の集落拠点及びその周辺を集落定住エリアと定めます。

集落定住エリアにおいて、農業振興等との調和を基本に、加速度的に進む人口減少を抑制して、地域コミュニティ機能の維持に努め、定住環境※の保全に取り組みます。

小学校等の地域の拠点施設が位置し地域の中心地である集落拠点において、地域コミュニティ機能の維持や良好な定住環境の確保を目的として、地域住民との協働により既存生活サービス施設の保全、活用を促進します。

この考え方を踏まえ、狭あい道路の改善などの集落環境の向上とともに、現存する宅地などの活用により、大都市圏などからのU I J 移住者※を始めとする多様なライフスタイルの居住地選択に柔軟に対応していくとともに、将来的な集落拠点のあり方を検討します。

集落定住エリアの集落拠点を中心に緩やかな集住を促すため、民間活力を活用したまちづくりの手法を取り入れるなど、地域コミュニティ機能の維持のための施策に取り組んでいきます。

なお、南海トラフ地震による津波浸水想定区域に位置する沿岸部の集落定住エリアにおいては、沿岸部からの安全な内陸部への住み替え希望者への支援に努め、集落拠点周辺において、津波災害に備えた避難計画の周知、防災意識の醸成に努めます。

※定住環境：市街化調整区域においては、居住のほか、農林漁業等、生業との関係も深いことから、居住環境のほか農林漁業等の生業の環境を含めた用語として「定住環境」を使用しています。なお、市街化区域においては「居住環境（主に居住のための環境）」を使用しています。

※U I J 移住者：元々地方で育った人が大都市で働き再び地方に戻るUターン、大都市で生まれ育った人が地方の企業に転職し移住するIターン、大都市で働き、故郷の近隣地域に戻るJターンを合わせた言葉です。

② 産業系エリア

市街化調整区域の産業系土地利用エリアを産業系エリアと定めます。

既存の流通工業団地は、周辺の土地利用との調和に留意し、良好な操業環境の維持・創出や緑地の確保等を促進します。また、南国日章工業団地は早期の完成を目指し、企業誘致を促進します。

③ 産業立地検討エリア

南国インターチェンジ周辺、とさでん交通後免線小篠通駅周辺、国道32号、国道55号、国道195号（あけぼの街道）沿道の地域、なんこく南インターチェンジ周辺、立田

の工場跡地に産業立地検討エリアを定め、周辺の土地利用との調和を基本とし、新たな企業立地、沿岸部からの企業移転を視野に入れつつ、新たな産業用地の確保を検討します。

また、国道55号沿道と一体となった市街化調整区域において、都市機能誘導区域に各種都市機能を集積することを基本としつつ、これを補完する商業・サービス地の形成を検討します。

④ 产学連携・研究学園検討エリア

高知龍馬空港北側の产学連携拠点や高知大学医学部を中心とする研究学園拠点は、产学連携・研究学園検討エリアと定め、周辺の土地利用との調和を基本とし、新たな産業の創出の拠点、研究者・学生等の居住・交流拠点として整備することを検討します。

また、高知大学医学部附属病院、JA高知病院は、本市の地域医療の拠点施設用地として保全し、医療体制の充実を促進します。

⑤ 農業・農村エリア

優良農地等は、無秩序な宅地開発を抑制し、保全を図るとともに、国と連携して国営のほ場整備事業を取り入れ、地域の状況を的確に反映した地域全体の農業基盤整備を図り、農地の集約化による農業所得の向上を促進します。

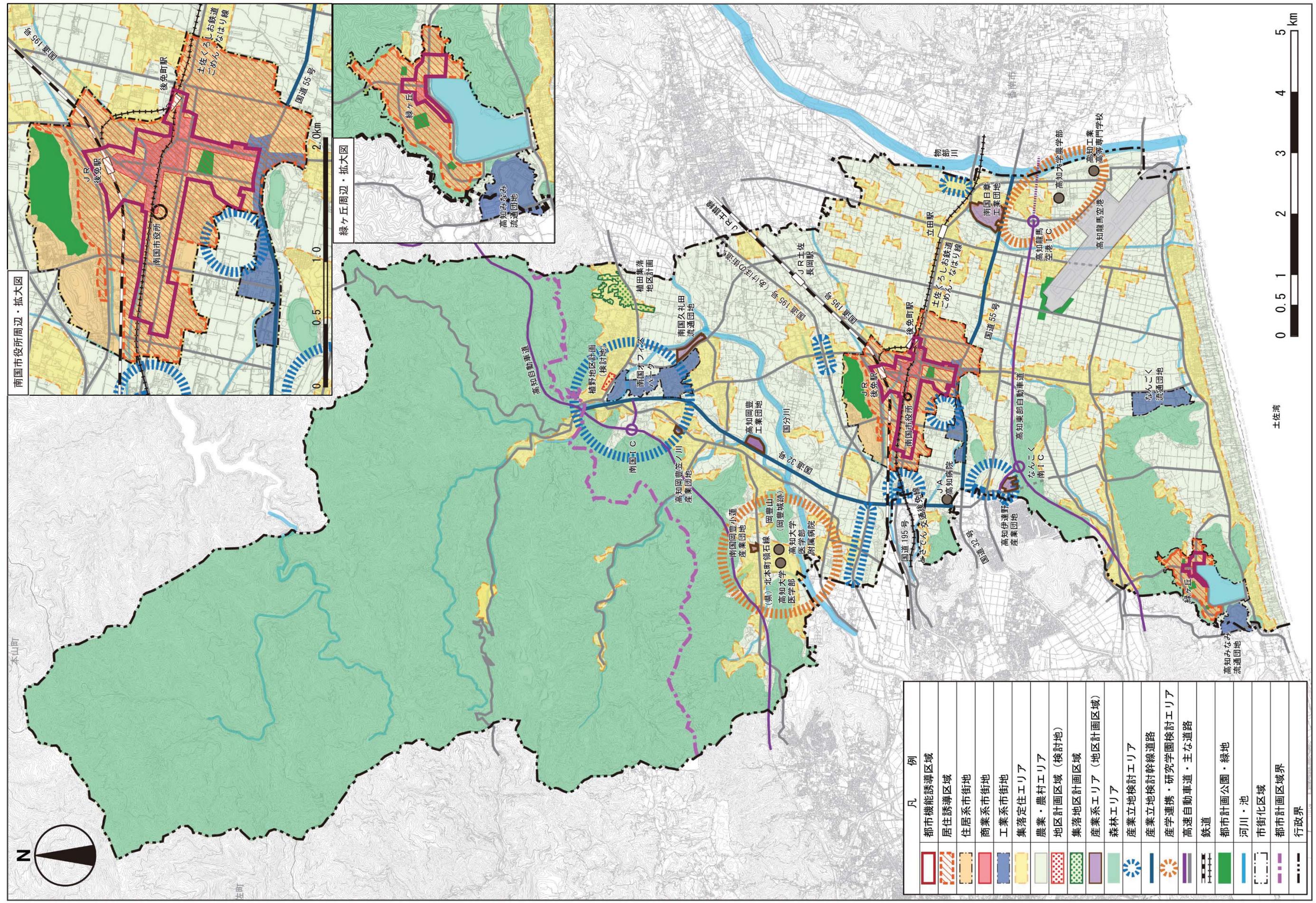
また、地域住民との協働により、農業後継者の育成、6次産業の発掘などを促進して営農環境の向上に取り組むとともに、体験型農業施設の整備、観光園芸農園の拡充など、新たな活用を検討します。

⑥ 森林エリア

森林や樹林地は、生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止機能、水源涵養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、物資生産機能の多面的な機能を有していることを踏まえ、開発行為等を抑制して保全に努めます。

また、適正な森林施業の促進、自然体験型レクリエーション基盤の整備等を計画的に促進します。

図 土地利用方針図



4－2 交通施設の整備方針

(1) 基本的な考え方

① 広域交通網の拡充

全国や四国各地との産業・交流活動の円滑な自動車通行を支援するため、高知東部自動車道の整備等を促進し、広域交通網の充実に取り組みます。

② 主要幹線道路網の強化

周辺都市との交通や通過交通の円滑な通行を確保するため、周辺都市と連絡する主要な幹線道路の整備や安全性の確保を促進します。特に、高知市との道路網の充実により、市民交流や産業活動の相互連携の強化に取り組みます。

③ 幹線道路網の形成

本市の円滑な都市活動を維持するとともに地域間交流の利便性を向上させるため、都市内の幹線道路網の整備を推進します。特に中心拠点と各地域間の道路網の充実を図り、中心拠点へのアクセス性の向上に取り組みます。

④ 生活道路の充実

通勤・通学や沿道宅地への交通サービス、上下水道等設置の空間となる生活道路網の拡充を推進し、市民の日常生活の利便性、安全性、快適性等の向上に取り組みます。

⑤ 公共交通ネットワークの充実

公共交通は、市民の生活活動や地域間交流を支え、特に自動車を運転できない学生、高齢者等にとって必要不可欠な存在であることを踏まえ、地域の活力を維持し、強化するため、まちづくりや観光振興等の観点も踏まえつつ、関係者と適切に役割分担しながら、地域にとって最適な交通ネットワーク及び交通サービスの実現に取り組みます。

(2) 道路の整備方針

① 全国・四国各地と連絡する高速自動車道、広域幹線道路網の充実

高知自動車道、国道32号、国道55号、国道195号（あけぼの街道）、（都）浦戸東部道路（高知東部自動車道）を活用するとともに、（都）南国安芸線（高知東部自動車道）の整備を促進し、本市の広域幹線道路網の充実、機能強化を図ります。

② 周辺都市との連携を強化する主要幹線道路網の充実

国道195号、（主）高知空港線、（主）春野赤岡線、（主）前浜植野線、（主）土居五台山線、（主）南国インター線、（県）北本町領石線、（県）南国野市線を活用するとともに、（都）高知南国線の整備を促進し、高知市等の周辺都市との主要幹線道路網の充実を図

ります。

(県) 北本町領石線は大型車両通行に対応した幅員確保と安全性に配慮した歩道整備等を促進します。また、(県) 南国野市線は拡幅整備を促進します。

③ 地域間の連携を図る幹線道路網の充実

都市内の地域間交通の円滑な通行を支える幹線道路は、広域幹線道路、主要幹線道路との円滑な連絡を確保するとともに、(都) 西山能間線、(都) 篠原線、(都) 篠原小籠線の整備を推進し、中心拠点と各地域、及び地域間を連絡する道路網の充実を図ります。

(都) 南国駅前線 (JR後免駅前広場を含む。) の整備を促進し、JR後免駅の交通結節点機能や駅へのアクセス性の向上を図ります。

また、歩道等のバリアフリー化、交通安全施設・設備の整備、交通危険箇所の改良に取り組み、安全で円滑な通学路や歩行者空間の確保に努めます。

④ 市民活動を支える生活道路の充実

狭い道路整備等促進事業の拡充の検討や宅地開発等による生活道路の確保により、緊急車両の円滑な通行や安全な歩行空間等の確保に努めるなど、長期的な視点に立って地域住民との協働により安全で利便性が高い生活道路の整備を推進します。

⑤ シンボルロードの整備検討

JR後免駅と連絡する (都) 南国駅前線をシンボルロードとし、玄関口となる駅前広場のモニュメント等による顔づくりや快適なアベニュー (大通り、並木道) となる道路空間の整備を検討します。

⑥ 歩行者・自転車の安全性を重視した道路空間の形成

主要幹線道路や幹線道路等において、交通安全施設や車道と分離された歩道・自転車通行帯の整備を検討し、歩行者・自転車の安全性の確保に努めます。

歩行者空間は段差の解消等により安全性と快適性の向上を検討し、人にやさしい歩行者空間の整備に努めます。

⑦ 都市計画道路未整備区間の見直し

都市計画道路の未整備区間で事業実施の見込みのない区間については、今後、本マスタープランや都市計画道路見直しガイドライン等に基づき、その必要性、既存道路等の代替路線の有効活用、事業の実現性等について検討し、必要に応じて見直しを図ります。

(3) 公共交通の整備方針

① 鉄道・路面電車の利便性の向上

JR土讃線、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の鉄道やとさでん交通後免線の路面電車について、輸送力の強化や時間短縮など運行の充実等を今後とも関係機関に働きか

けます。

JR後免駅前広場の整備や土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線後免町駅の駐輪・駐車場を活かし、鉄道駅の利便性の向上やパークアンドライドの促進を図ります。

② バス交通システムの充実

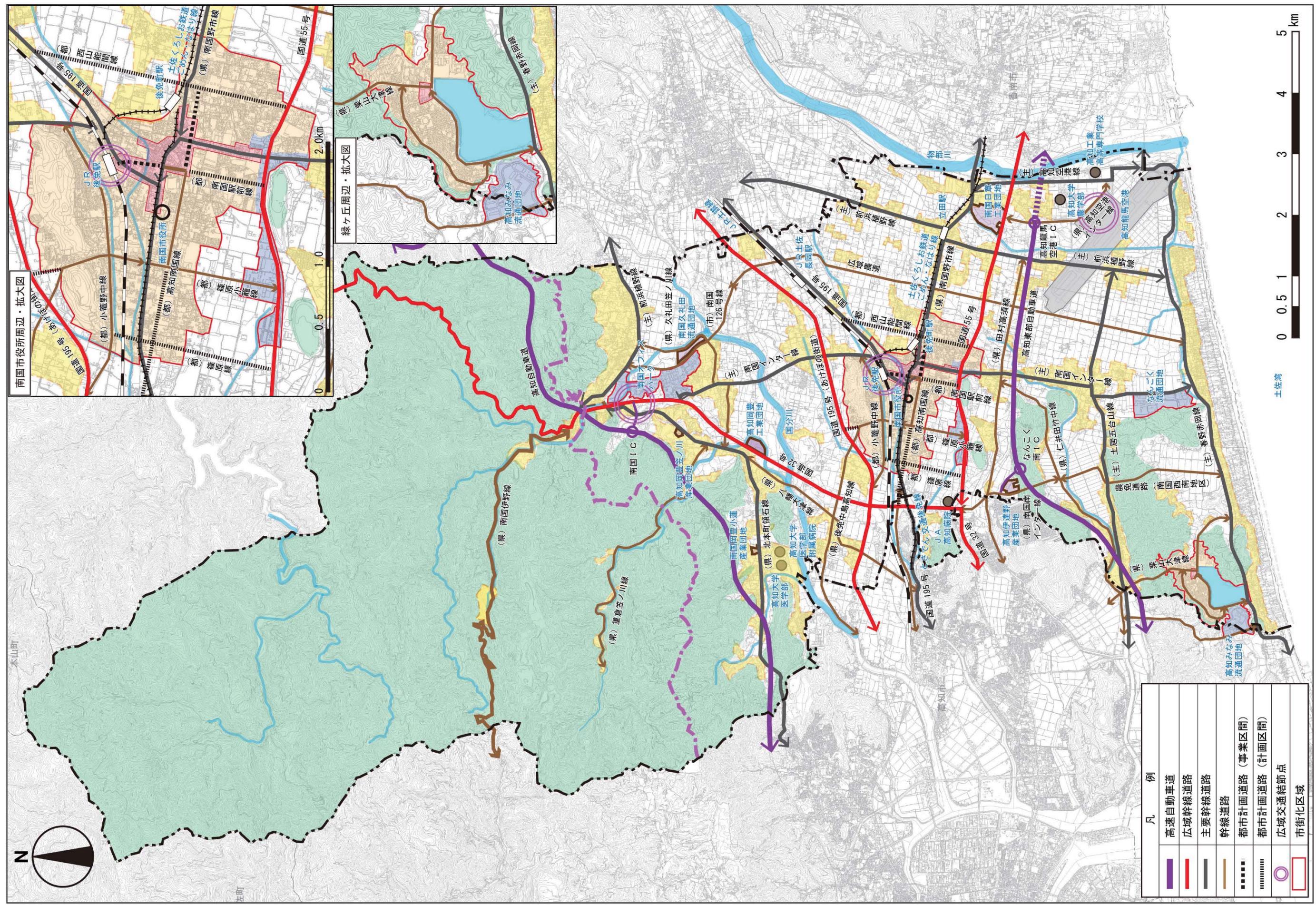
JR後免駅などの鉄道駅を中心とした路線バス交通網について、関係機関と協働して、利用促進を図るとともに、利用者の利便性向上と効率的運行に努めます。

また、市内を運行するコミュニティバスとデマンド型乗合タクシーの運行の維持、改善に努め、市民の日常の移動を支えます。

③ 広域交通結節点へのアクセスの充実検討

高知龍馬空港、JR後免駅、南国インターインジの広域交通結節点へのアクセスや相互に連絡する公共交通の導入について、広域交通の乗り継ぎに伴う交流人口の増加や観光振興等の観点も踏まえつつ関係機関等と検討します。

図 交通施設整備方針図



4－3 公園・緑地、自然環境の整備又は保全の方針

(1) 基本的な考え方

① 適正な公園・緑地の配置

日常生活圏の憩いや交流、子ども達の遊びやレクリエーション、災害時の一時的な避難の空間利用等となる公園や緑地の計画的な配置に努め、快適でゆとりのある居住環境の形成に取り組みます。また、地域の自然・歴史資源を活かした特色ある公園・広場の整備に取り組みます。

② 身近な広場の整備検討

本市において公園の既存施設や計画施設が少ないことに留意し、空き地や空き家等を活用した身近な広場の創出について、まちなか広場の整備方策等を検討します。

③ 良好な自然環境の保全

森林、河川、土佐湾の豊かな自然資源は積極的に保全するとともに、これらを観光・レクリエーション資源として活用する場合は、自然や歴史性を活かした特色ある空間の創出に取り組みます。

④ 水と緑のネットワークの形成

土佐湾の海岸や物部川、国分川等の河川・水路の改修・整備による親水空間の確保に努めるとともに、公園や緑空間、歴史資源等のネットワークを形成し、特色ある水と緑のネットワークの形成に取り組みます。

(2) 公園・緑地等の整備方針

① 公園の整備

篠原土地区画整理事業により公園2箇所の整備を図るなど、市街地開発事業や住宅地整備にあわせて、市街地内に街区公園等の整備に努めます。

南国中央公園は、市民の意向と今後のまちづくり方針を総合的に勘案しつつ長期的な観点に立って整備方針を明確化し、計画的な整備に努めます。

② まちなか広場の整備検討

空き地や空き家等を活用したまちなか広場の整備方策を検討し、長期的な視点に立て地域住民との協働により町内のまちなか広場の整備に努めます。また、災害時の一時的な避難場所としての活用を検討します。

③ 緑地等の整備

市街地内の寺社仏閣や公共施設等の緑地空間は保全に努め、身近な広場等としての利活用の方法を検討します。

吾岡山文化の森はスポーツ・レクリエーション拠点として位置づけ、今後とも計画的

に施設の改良整備を推進し、施設等を活用したイベントの充実に努めるなど、市民のスポーツ・レクリエーションや交流の拡充、創出に努めます。

市立スポーツセンター・グラウンドはスポーツ・レクリエーション拠点として位置づけ、市民がスポーツ等を通じて健康保持、交流する場として活用を促進します。

物部川や海辺の適地を活用した親水公園、掩体や岡豊城跡等の歴史資源を活かした史跡公園などの整備を検討します。

紀貫之邸跡地の古今集の庭は、近隣住民の憩いの場、観光ポイントとして機能する公園として機能の拡充等を検討します。

既存の公園については、公園施設長寿命化計画の策定を検討し、適正な維持・管理とともに市民ニーズに沿った改良整備を必要に応じて推進します。

(3) 自然環境の保全方針

① 水と緑のネットワークの形成

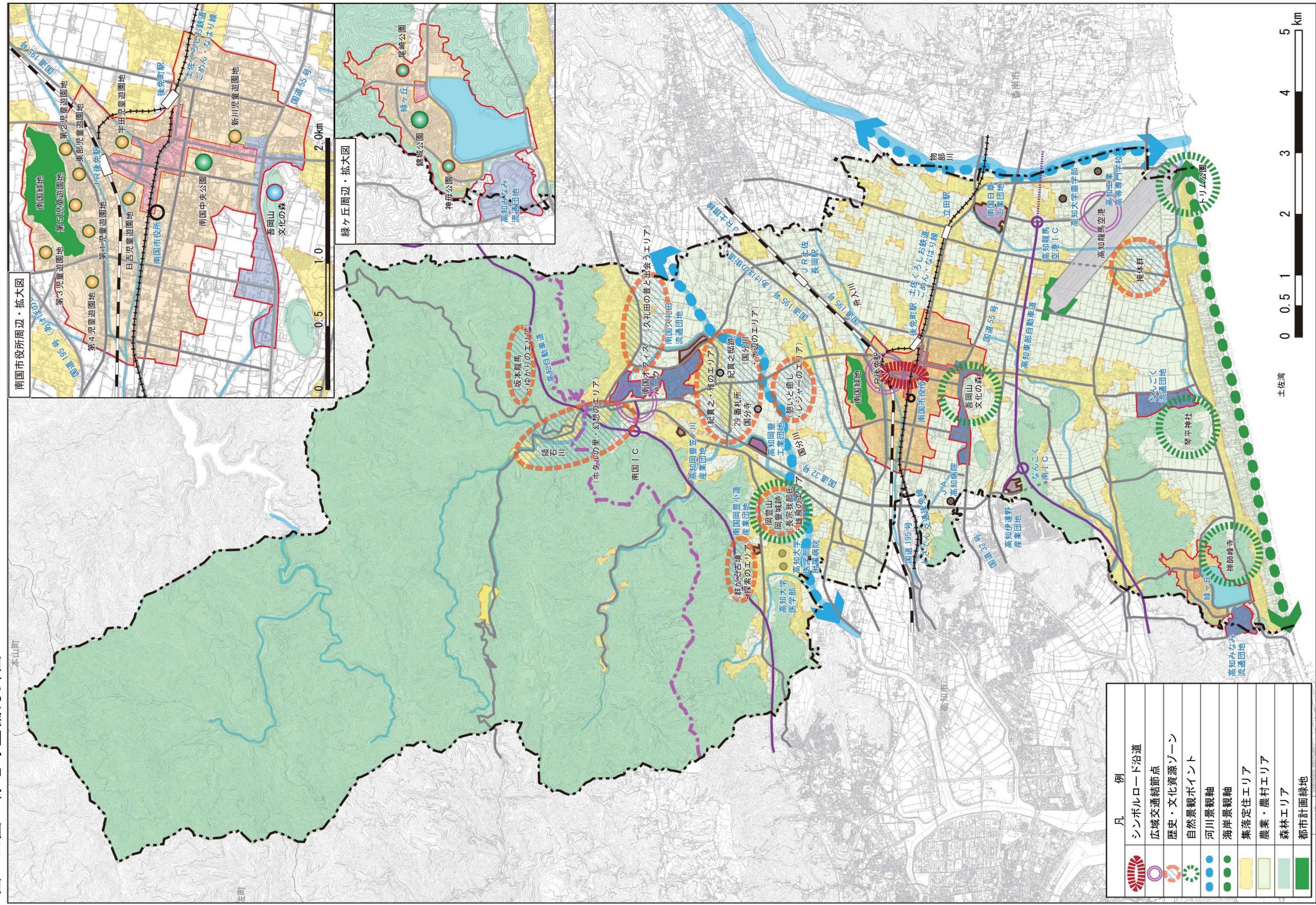
土佐湾の海岸や、物部川、国分川、舟入川や、岡豊城跡、土佐国分寺、紀貫之邸跡等の歴史資源を連絡する経路を設定し、自然資源や歴史資源を活かした個性的なネットワークの形成を推進します。

② 山林・河川等の自然環境の保全等

中山間の山林や土佐湾、河川等の豊かな自然環境は、自然環境保全指定地域の拡大等により適正な規制と積極的な維持管理により保全に努めるとともに、市民や事業者の環境に対する意識の高揚に努め、市民団体等と連携・協働による環境保全活動を促進します。

自然資源や歴史資源、農林水産資源等を活かした滞在型のグリーンツーリズムや観光・リゾートの創造を目指します。

公園・綠地等整備方針圖



4-4 河川・供給処理施設の整備方針

(1) 基本的な考え方

① 河川整備、清流保全の促進

物部川、国分川をはじめとする河川は、防災面での河川整備とともに、景観形成、生態系保全、レクリエーション等の本来河川が持っている多様な機能の維持・回復を目指して清流の保全に取り組みます。

② 適切な下水処理施設の整備

下水道は、快適な生活環境の確保と河川や海域の水質保全及び市街地を雨水出水による浸水、冠水等から守るための重要な役割を果たしていることを認識し、今後も市民のニーズや地域の実情にあわせて整備に取り組みます。

③ 上水の安定供給

上水道の未普及地の解消を目指すとともに安全で快適な給水を確保し、事故や災害に強い水道施設の整備に取り組みます。

④ 廃棄物の適正処理とリサイクルの促進

処理施設の適正な維持・管理や廃棄物の適正処理、資源節約、減量、再使用、再生利用によるごみの減量化に取り組みます。

(2) 河川の整備方針

① 国分川・支流河川の整備促進

高知県が計画している国分川、支流の笠ノ川川、領石川、奈路川等の河川整備は、長期的展望に立った実施に積極的に協力し、災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全を促進します。

② 物部川の清流保全

物部川は高知県や地域住民との協働により長期的展望のもとに清流の再生、保全を促進し、豊かな水量の確保・維持、きれいな水質の保全、生態系及び景観の保全、川とともに人が豊かに暮らす環境づくり、地域住民型の清流保全を目指し、天然アユが沸き立つ川の再生を促進します。

(3) 上水道の整備方針

① 上水道施設の維持、更新

上水道施設の長寿命化計画等の策定を検討し、適切な維持、更新を図ります。また、南海トラフ地震に備えて、緊急時幹線経路の耐震化・水源地管理棟の更新や大口径資材の備蓄など、上水道施設の耐震化や資材の備蓄を図ります。

② 水道未普及地域の施設整備

金地、包末、福船、堀ノ内、岡豊町（常通寺島、中島沖）において水道施設の整備を計画的に図ります。また、水道未普及地域の解消を目指し、普及率の向上に取り組みます。

③ 水道事業の広域化の検討

高知県及び全市町村で構成する「水道連携検討会」により、現状や課題を共有し、水道事業の広域化への取組みの方向性について可否を含めて検討します。

(4) 下水道の整備方針

① 公共下水道の整備等の推進

浦戸湾東部流域下水道関連南国処理区、十市地区下水道の公共下水道事業計画区域において整備事業を推進するとともに、耐震化も考慮して適切な維持管理等を図ります。

また、新川、篠原、明見西排水区の大雨水による浸水解消を目指し、計画的な整備に取り組みます。

② 凈化槽設置の普及促進

下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域以外の地域においては、住宅用浄化槽の設置費用の一部を補助し、合併処理浄化槽の普及・啓発を促進します。

③ 農業集落排水事業の保全

浜改田地区、久礼田地区、国府地区の農業集落排水施設は、農業用用排水の水質保全や排水施設の維持管理を適切に行い、農業環境の改善を図ります。

④ し尿及び浄化槽汚泥処理施設の維持・管理

本市のし尿及び浄化槽汚泥処理については、南国市環境センターにおいて適正な維持・管理により処理を図ります。また、処理施設の延命化に向けた対策を推進するとともに、施設の更新についても必要に応じて検討します。

(5) 廃棄物の処理方針

① 資源節約、減量、再使用、再生利用によるごみの減量化

市民や事業者と共にリフューズ（資源節約）、リデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の4R活動を基本とし、資源節約、ごみの減量化に取り組みます。

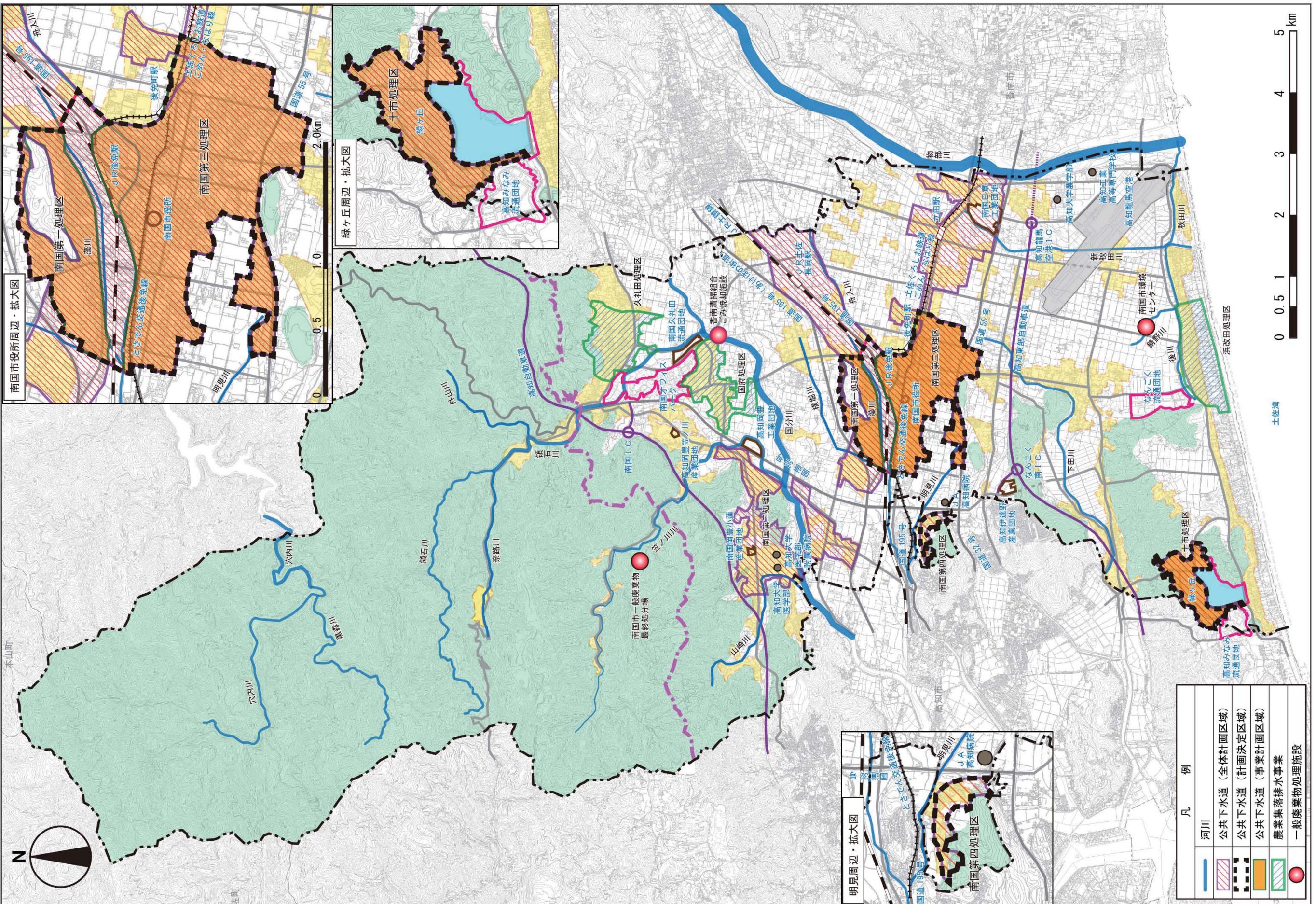
② 廃棄物の適正処理の促進

野焼きや不法投棄の禁止について、市民や観光客等への周知、啓発を図るとともに、監視パトロールによる事前防止に努めます。

③ 処理施設の適正な維持・管理

可燃ごみ焼却施設である香南清掃組合ごみ処理施設、その他の処理施設である南国市一般廃棄物最終処分場の適正な維持・管理を図ります。

圖四 河川・供給処理施設整備方針



4－5 主要な地区の整備方針

(1) 基本的な考え方

① 居住と各種都市機能を集約した中心市街地の再構築

南国市立地適正化計画を踏まえ、中心拠点とその周辺において、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能を集約し、これらの生活サービスが効率的に提供され、併せて居住を誘導し、居住者がこれらの生活サービスを利用できるようにするとともに、人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、一体的に促進し、居住と各種都市機能を集約した中心市街地の再構築に取り組みます。

② 集落の安定した定住環境の確保

市街化調整区域等の集落において、加速度的に進む人口減少の抑制を目指し、中心拠点等への居住の誘導との共存を基本としながら、市街化調整区域の開発許可の基準に基づき移住者を受け入れ、地域コミュニティ機能の維持に努め、安定した定住環境の確保に取り組みます。

③ 新たな産業拠点の形成の検討

新たな企業の誘致や既存企業の南海トラフ地震の津波浸水想定区域内からの移転動向へ対応するため、市街化調整区域の適地において新たな産業拠点の形成に取り組みます。

(2) 市街地ゾーン（市街化区域）における主要地区の整備方針

① 中心拠点の活性化

中心拠点の都市機能誘導区域において、都市再構築戦略事業を導入して（都）高知南国線、（都）南国駅前線、JR後免駅前広場の整備により、幹線道路や交通結節機能の充実を図ります。また、（都）南国駅前線をシンボルロードと位置づけ、周辺地においてまちなか歩きルート、広場を整備し、市民・来街者が回遊する賑わい空間の創出を促進します。

都市機能誘導区域において、図書館、まちおこしセンター（（仮称）ものづくりサポートセンター）、地域交流センターの整備を起爆剤として、空き店舗の再利用等や後免町商店街への企業誘致により活性化を促進するとともに、空き地等の有効利用や土地の高度利用等により商業・余暇施設等の立地の誘導に努め、魅力を感じる賑わい空間の創出を図ります。

② 地域拠点の活性化

緑ヶ丘は、空き地・空き家の活用等により子育て世代等の移住者の受け入れを支援し、良質な住宅ストックの保全、活性化を促進します。

③ 中心拠点等における若者、子育て世代等の移住希望者の集住の促進

居住誘導区域において、空き家バンクの積極的な活用により空き家、空き地等を再利用するとともに、国や県の補助制度を活用した“移住希望者への支援制度”や、“空き家を中間保有して改修した上で移住希望者に貸出しする制度”的活用を検討し、中心拠点等において集住（集まって住むこと）を促進します。

④ 中心拠点等における集住を支援する住宅・共同住宅の供給促進

狭い道路整備等促進事業の拡充やまちなか広場の整備方策を地域住民との協働により検討し、快適性・安全性・利便性に優れた住宅・共同住宅の用地の供給を促進します。

また、(都)高知南国線の整備にあわせて実施している篠原土地区画整理事業の円滑な施行により、区画道路、公園が整備された良質な住宅地の供給を図ります。

⑤ 一般住居系地区の環境保全

空き家バンクの積極的な活用により空き家を再利用し、戸建住宅地の良好な居住環境の保全を促進します。また、低・未利用地の有効利用を住民との協働により検討します。

⑥ 高齢者等の誰もが安心して住み続けられる居住環境の充実

既存の商業、医療、福祉等の各種都市機能の保全と充実を図り、高齢者などの地域住民の居住継続を促進します。

(3) 田園・森林ゾーン（市街化調整区域）における主要地区の整備方針

① 集落拠点を中心とした定住地の保全と充実

市街化調整区域の開発許可の基準に基づき、集落拠点を中心として、市外等からのU.I.J.移住者の受け入れや多様なライフスタイルの居住地選択を視野に入れつつ、空き家の活用や既存の宅地等の活用により集住を誘導し、地域コミュニティ機能の維持に努め、安心して暮らし続けられる定住環境の保全、充実を促進します。

また、良好な定住環境を形成して一定の定住人口を確保し、地域コミュニティ機能を維持することを目的として、農業振興等と十分に調整を図った上で、地区計画等を活用して既存集落やその周辺の秩序あるまちづくりに取り組むことを必要に応じて検討します。この考え方を踏まえ、植野地区において地区計画を活用して民間活力を活用した住宅団地の整備を検討していきます。

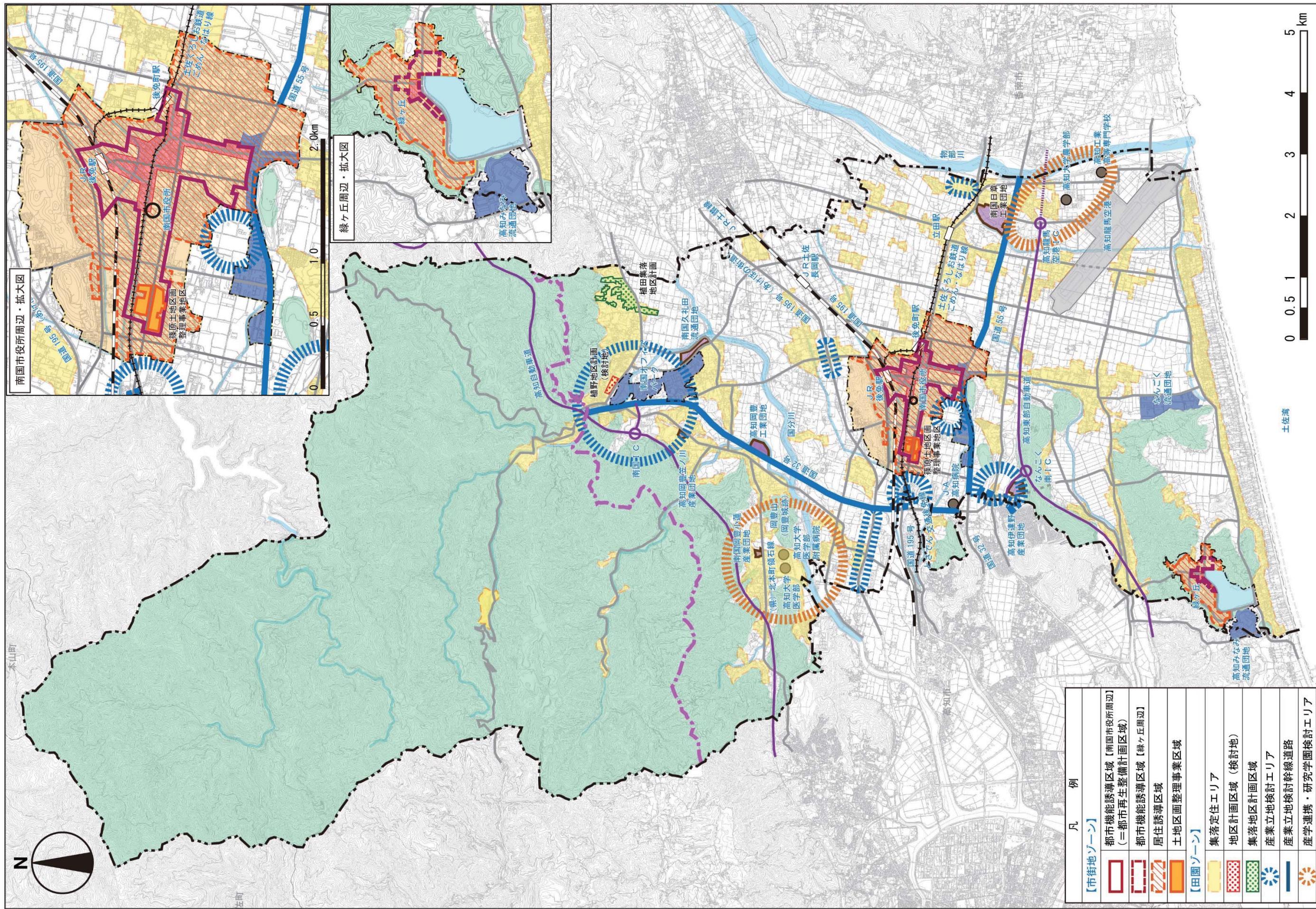
② 新たな産業用地の創出

南国日章工業団地は早期の完成を目指し、企業誘致を促進します。

南国インターチェンジ周辺、とさでん交通後免線小笠通駅周辺、国道32号、国道55号、国道195号（あけぼの街道）沿道の地域、なんこく南インターチェンジ周辺、立田の工場跡地において、自然環境や農業との調和を基本とし、地区計画等を活用して新たな産業用地の整備を検討します。また、国道55号沿道と一体となった市街化調整区域において、地区計画を活用して中心拠点周辺の各種都市機能を補完する商業・サービス地の形成を検討します。

高知龍馬空港周辺において、高知大学農学部や同海洋コア総合研究所、高知工業高等専門学校の立地を活用した産学連携研究開発拠点の整備を、また高知大学医学部周辺において、研究者や学生等の居住・交流拠点の整備を地区計画等の活用により検討します。

図 主要な地区の整備方針



4－6 都市防災の方針

(1) 基本的な考え方

① 南海トラフ地震対策や風水害対策等の推進

南海トラフ地震による津波浸水想定区域においては、安全な居住地への住み替えを緩やかに誘導するため、希望者への支援に努めます。併せて津波対策として、整備が一定完了した緊急避難場所を活用し、迅速かつ安全な避難が可能となるよう避難路・誘導看板等の整備を図るとともに、市民の防災意識の向上に取り組みます。また、建築物の耐震化とともにライフラインの強化、緊急輸送道路ネットワーク等の強化を促進し、地震災害に強い都市づくりに取り組みます。

暴風・豪雨、洪水、高潮等の自然災害対策や防火対策を促進し、災害に強い安全で安心な都市づくりに取り組みます。

② 自主防災組織の充実と復旧・復興に向けた備え

市民に防災や避難に関する情報提供や、各地域において市民自らが組織する自主防災組織の結成、各組織の活性化を促進し、市民の防災意識の向上に取り組みます。

また、関係機関との協議を進め、復旧・復興に向けた対応策・体制の確立に取り組みます。

(2) 南海トラフ地震、風水害等への対策

① 避難対策の整備、周知

南海トラフ地震対策として、沿岸部では緊急避難場所（津波避難タワー等）の整備は一定完了しました。今後は、地区津波避難計画に基づき、迅速かつ安全な避難が可能となるよう避難経路を整備するとともに、定期的な避難経路の点検、地域が主体となった避難訓練の継続的な実施を啓発し、市民の防災意識の向上を促進します。

また、地震発生時に行政からの情報を待たずに迅速な避難行動を起こすことができるよう定期的・継続的な訓練や学習会の開催への支援を推進します。

② 治山・治水対策の推進

国や県などの関係機関と連携し、水害危険区域における河川改修、河川堤防の耐震化の促進、地すべり防護体制や予防型の治山体制の充実、高潮対策や海岸保全施設の整備など、治山・治水等の対策を促進します。

③ 都市の防災性の向上

南国市の地域防災計画や耐震改修促進計画に基づき、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑えることを目的とし、住宅耐震対策促進事業等を活用して住宅等の耐震化や室内の家具転倒防止対策等を支援し、地震災害に対する予防及び地震発生時における応急対策を促進します。

市街地等において延焼防止による防火機能の向上を目指し、建築物の屋根の構造、外

壁及び軒裏で延焼のおそれがある部分の構造を規定する区域の拡大を検討します。

多種多様化する各種災害に対応するため、消防体制の確立に努めます。また、火災の被害を最小限に防ぐため、消火栓未設置地区への消火栓の設置に努めます。

道路や緑地等の整備による避難路やオープンスペース、延焼遮断空間の確保を促進します。

④ ライフライン関連施設の耐震性の強化

上下水道施設の耐震化を推進するとともに、電気・ガス施設や電気通信施設の耐震化を要請し、災害時におけるライフライン関係施設の確保に努めます。

⑤ 防災拠点や緊急輸送道路ネットワークの強化

防災拠点である南国市役所、南国警察署、南国市消防本部や、救援物資等の集積拠点となる高知龍馬空港、災害医療拠点となる高知大学医学部附属病院、JA高知病院等の防災機能の充実を促進します。

高知自動車道、高知東部自動車道、国道32号、55号等の緊急輸送道路網の確保、機能強化とともに、道路、橋梁、鉄道の耐震性及び代替性の確保、ネットワークの連携の強化を促進します。また、緊急輸送道路沿道の建築物は、耐震・耐火性の向上を促進します。

⑥ 災害時の避難準備

災害ごとの避難勧告等の基準を明確化して避難に対する市民の意識の向上を図るとともに、避難勧告等の発令が市民の避難行動につながるよう発令基準や発令した際の情報伝達のマニュアル化を図ります。

防災行政無線の整備の充実を図るとともに、災害発生時の備え、被災者支援システム、避難所運営システム等、情報ネットワークの構築を図ります。

また、大規模災害に備え、備蓄倉庫等の防災施設の整備・充実を推進します。

(3) 自主防災組織の充実と復旧・復興に向けた備え

① 自主防災組織の充実

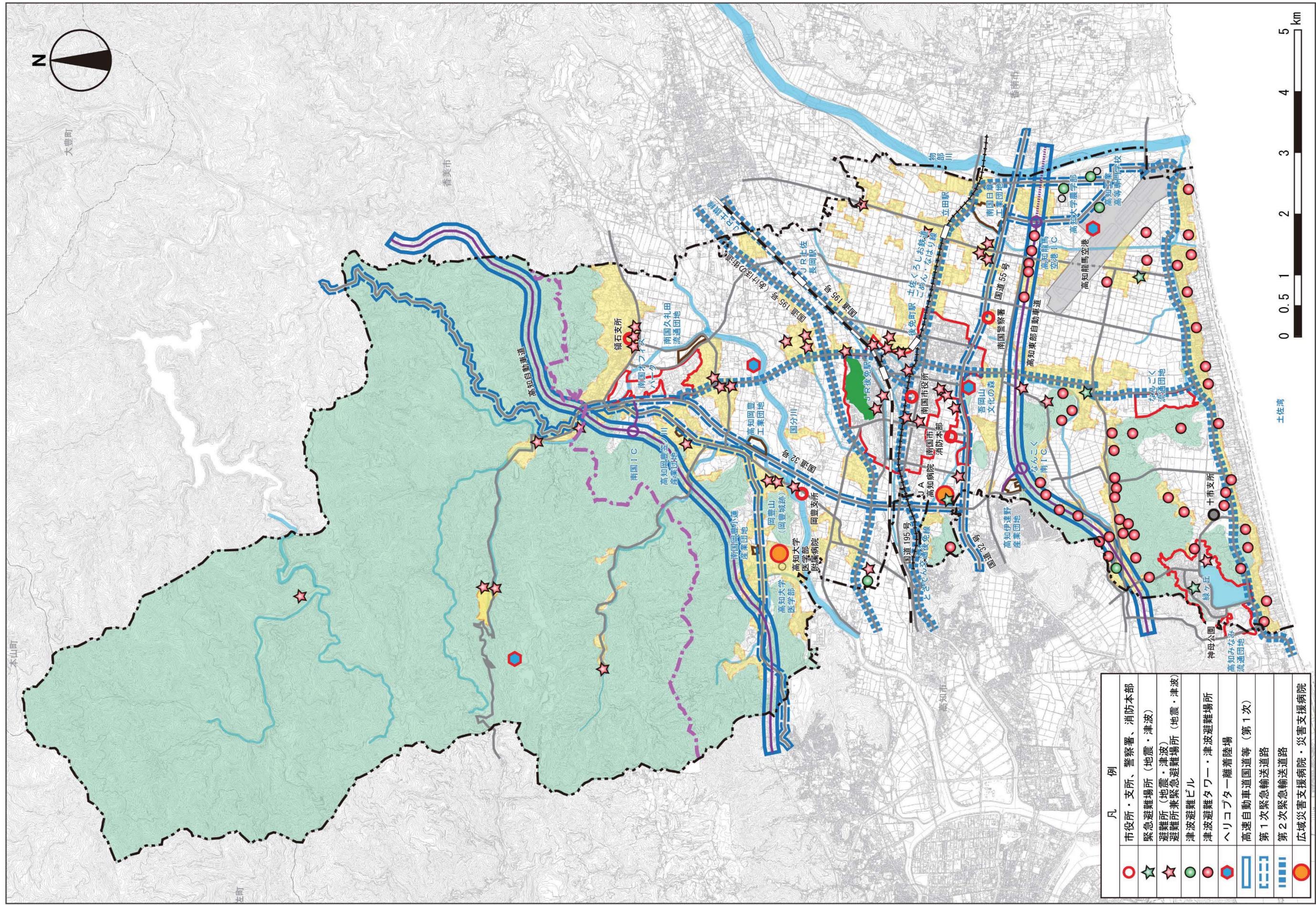
自主防災組織の未結成の地域について結成の支援を行うとともに、既存組織については若い世代のリーダーの育成を促進します。また、各自主防災組織が実施する防災訓練や防災学習への積極的な支援を図ります。

大規模災害発生時に重要となる避難所運営について、自主防災組織を中心とした地域主体の運営を行うことができるよう「避難所運営マニュアル」の作成を促進します。

② 復旧・復興に向けた対応策・体制の確立

災害発生した場合に備え、国や県をはじめ、関係機関との協議を進め、災害発生後からの復旧・復興に向けての対応策、体制の確立に取り組みます。

図 都市防災方針図



4－7 少子高齢化社会に対応する福祉関連施設等の整備方針

(1) 基本的な考え方

① 安心と生きがいのある生活環境づくり

子育て支援の充実とともに高齢者の自主的な活動を支援し、地域の中で安心と生きがいを持って生活できる環境づくりに取り組みます。

② 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者や障害者等が安心して生活できる環境を向上させるため、公共公益施設や交通施設等を中心としてユニバーサルデザインの導入や既存施設のバリアフリー化に取り組みます。

(2) 少子高齢化社会への対応方針

① 子育て支援関連施設の整備、充実

低年齢児保育をはじめ、保育サービスの充実を図るとともに、放課後児童対策など、子どもの居場所づくりに努めます。

② 高齢者の自主的な活動の支援

医療・福祉施設の充実とともに、高齢者が地域で行う自主的な活動を支援し、参加を促進します。また、地域で歩いて行ける範囲に集う場所をつくるなどの高齢者の居場所づくりを推進します。

③ 地域交流施設の機能充実

地区公民館は、老朽化した施設の改築を推進し、地域の活動と交流の拠点として活用していくとともに、市民が楽しく利用できる情報通信設備や教育支援機器の整備等の機能充実により、高齢者等の地域住民の身近なふれあい活動の確保、充実に努めます。

(3) 人にやさしいユニバーサルデザイン・バリアフリー化の方針

① 公共施設等のユニバーサルデザインの導入とバリアフリー化

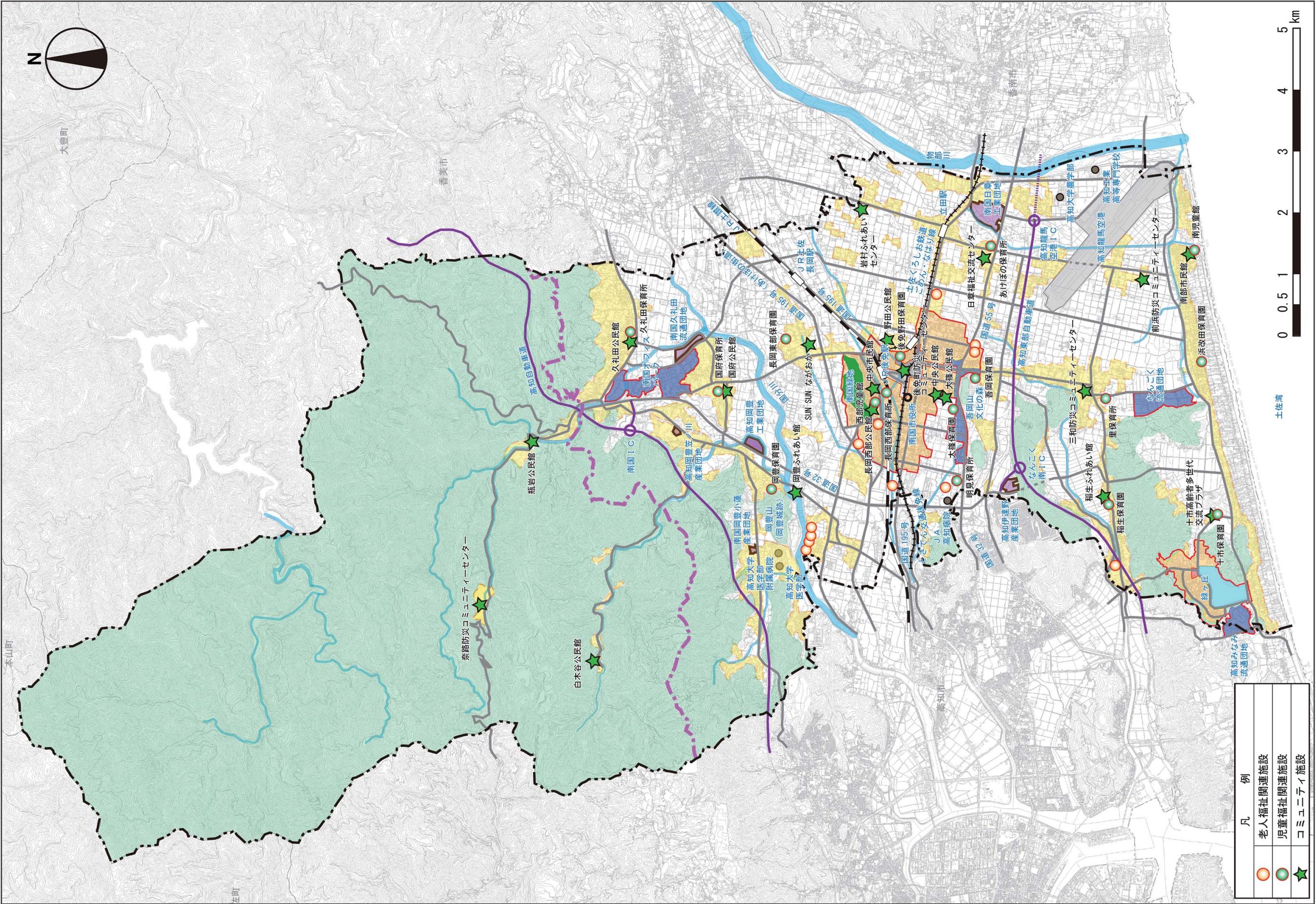
高齢者や障害者などに対応して人にやさしい都市空間づくりを目指し、市役所や公民館等の公共施設、医療・福祉施設や主要道路においてユニバーサルデザインの導入を促進するとともに、既存施設のバリアフリー化に努めます。

② 高齢者等にやさしい移動手段の確保方策の検討

高齢者の増加等に相まって、高齢者や障害者等の交通弱者のための公共交通機関を確保する必要性が高まっています。このような状況を踏まえ、鉄道駅周辺や主要道路において円滑に移動できる歩行空間を確保するための整備に取り組みます。また、医療施設

や公民館等の公益施設、鉄道・路面電車・バスなどの公共交通のバリアフリー化への改善を促進します。

図 少子高齢化社会に対応する福祉関連施設等の整備方針図



4-8 景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

① 都市の魅力を創出する景観形成

本市の玄関口や中心市街地の賑わいと魅力を感じる景観、住宅地や集落等のまちなみ景観など、地域の特性を活かした魅力を感じる景観の形成に取り組みます。

② 地域資源を活用した景観形成

市街地の緑や市街地を取り囲む田園、森林等の自然資源や歴史・文化資源を保全し、郷土の地域資源を活用した景観づくりに取り組みます。

(2) 市街地ゾーン（市街化区域）における景観形成の方針

① シンボルロード沿道の魅力と賑わいを感じる景観の創出

JR後免駅から（都）南国駅前線の沿道や後免町商店街において、街路灯、ストリートファニチャーのデザイン化、無電柱化の検討等により、快適なアベニュー（大通り、並木道）として整備を図るとともに、沿道の建築物の形態・意匠、色彩、屋外広告物のデザインについて、個性の創出や統一性の確保等の工夫を誘導し、魅力と賑わいを感じる中心ゾーンとしての景観の創出に努めます。

② 住宅地における緑豊かな潤いを感じる景観の保全、形成

住宅地において敷地内緑化を誘導するとともに、地域住民と協働して地区計画や建築協定の活用を検討して外壁のデザイン統一や生け垣の設置を促進し、潤いを感じる緑豊かなまちなみ景観の形成に努めます。

(3) 田園・森林ゾーン（市街化調整区域）における景観形成の方針

① 田園景観との調和により愛着を感じる集落景観の保全、形成

集落において、地域住民と協働して郷土で守り育てられた家並みの景観や周辺の田園景観の保全を促進し、愛着を感じる集落景観の保全、形成に努めます。

② 歴史資源と調和した安らぎを感じるまちなみ景観の保全、形成

岡豊城跡、土佐国分寺や紀貫之邸跡をはじめとする国分・比江地区を中心に形成されている“土佐のまほろば風景街道”一帯や、高知龍馬空港周辺の掩体群は、歴史・文化資源ゾーンの特色を活かすとともに、これと調和する周辺のまちなみ景観、田園景観の保全、形成に努めます。

③ 河川・海岸の景観形成

土佐湾の海岸や、物部川、国分川は海岸景観軸、河川景観軸と位置づけ、自然資源を活かした潤いを感じる景観の形成を促進します。

④ 自然景観の保全

岡豊城跡や吾岡山文化の森、海岸などの市民が眺望する自然景観ポイントは積極的に保全を促進するとともに、周辺の集落や田園においてこの自然景観と調和する郷土の景観の保全、形成に努めます。

舟入川の河岸景観や物部川の自然景観は、保全とともに活用できるように整備を検討します。

北部に広がる山林や南部に点在する森林は今後も保全を促進し、郷土固有の景観の維持に努めます。

(4) 全市域における景観形成の方針

① 広域交通結節点の景観形成

高知県の空の玄関口である高知龍馬空港、高知の陸路の玄関口である南国インターチェンジやＪＲ後免駅は、モニュメントや噴水等のシンボルの設置により、本市の顔となる個性的な景観の創出を検討します。

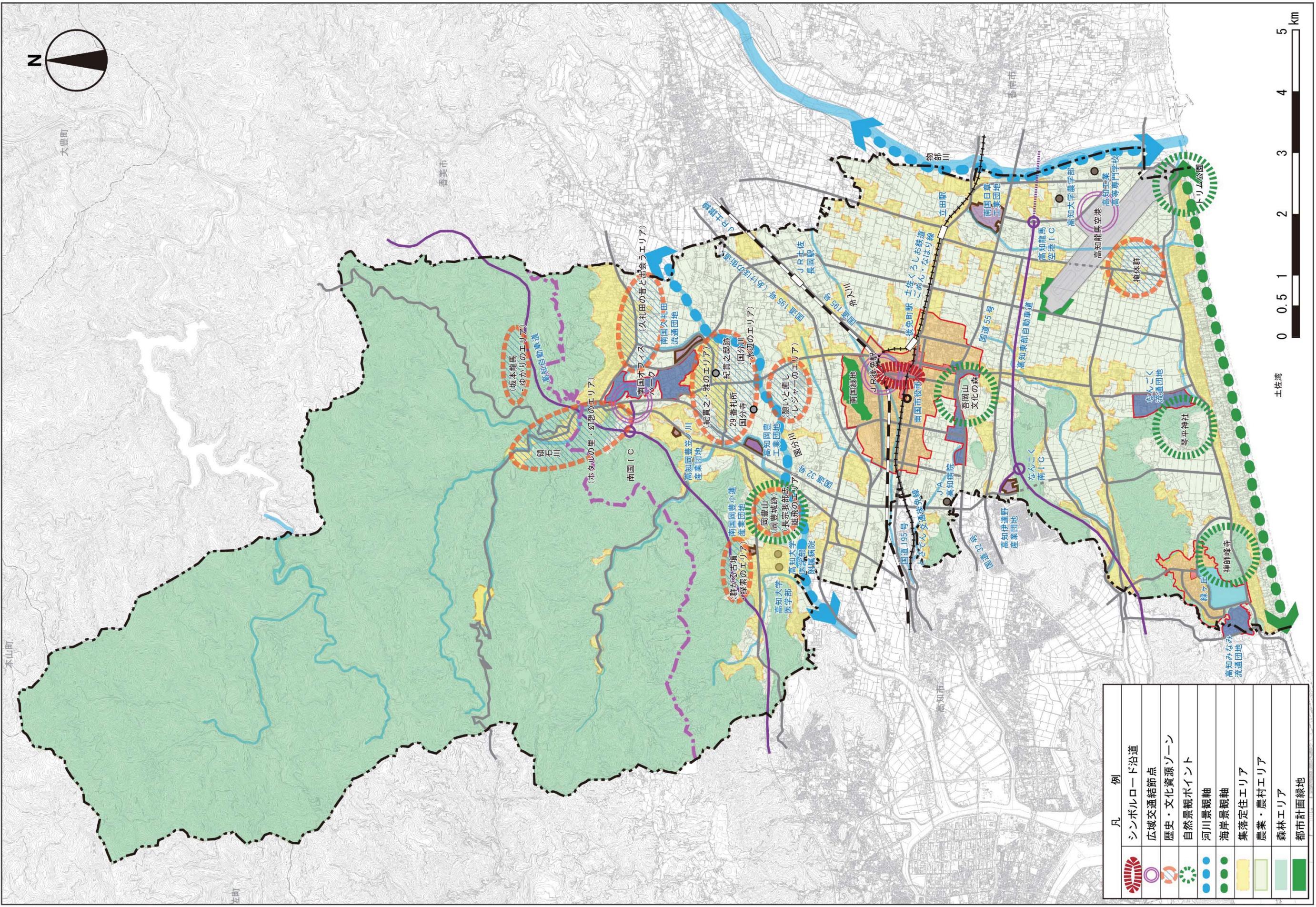
② 景観づくり活動の普及促進

花いっぱい運動等の市民の活動を積極的に支援して市内緑化を促進するとともに、歴史資源や海・川・山の多様で豊かな自然資源を活かした市民による主体的な景観づくり活動の普及に努めます。

③ 景観計画の策定への取組み

良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定への取組みを検討し、住民・事業者・行政が一体となって潤いのある豊かな居住環境の創造や個性的で活力を感じる市街地の良好な景観形成に努めます。

図方針成形觀景



4-9 観光・歴史まちづくりの方針

(1) 基本的な考え方

① 郷土の資源を活かした観光まちづくり

郷土の海・河川・山の豊かな自然資源や農林水産資源、歴史・文化資源等を保全、活用し、観光拠点の機能強化や情報発信により、観光まちづくり、歴史まちづくりに取り組みます。

② 観光拠点の整備とネットワークの強化

観光拠点の整備とともに、歴史・文化資源を中心に市内各地の観光資源をネットワーク化し、観光交流基盤の充実に取り組みます。

(2) 観光・歴史資源別の整備方針

① 歴史・文化資源の保護・継承と活用

岡豊城跡、土佐国分寺、紀貫之邸跡や掩体群をはじめとする郷土の歴史・文化資源は、関係住民の理解と協力を得ながら保全・保護に努めるとともに、岡豊城跡や紀貫之邸跡などの遺跡を活用するため周辺整備に努めます。

本市の伝統的工芸品や伝統的特産品を後世に伝えていくため、伝統的工芸品等産業の後継者の確保及び育成の支援を図ります。

② 観光資源の整備と情報発信の強化

岡豊山の桜、紀貫之邸跡のコスモス、長畠古墳公園のツツジ、白木谷の梅林等の四季の花景色や、桑の川の鳥居杉、瀬戸の滝、毘沙門の滝等の自然資源、岡豊山の高知県立歴史民俗資料館、永源寺、琴平神社等の歴史・文化資源が存在しています。また、西島園芸団地、巨峰園、吾岡山文化の森、ながおか温泉、長尾鶲センター、道の駅南国風良里（ふらり）等の観光施設があり、まちおこしセンター（（仮称）ものづくりサポートセンター）が建設される予定です。

これらの観光資源の施設の保全、充実等を促進するとともに、施設のパンフレットや観光案内マップ、案内板の整備を引き続き充実するとともに、多言語化による観光情報の提供を促進し、国内外からの観光客の受け入れに努めます。

また、自然資源や田園を活用したグリーンツーリズムを促進し、長期的な滞在にも対応できる観光施設の整備に努めます。

③ 「土佐のまほろば風景街道」の活用

国分川周辺には、県内最大の群集墳である長畠古墳群等をはじめ、領石川のホタルや才谷龍馬公園、古今集の庭（紀貫之邸跡）、桜の名所の一つである岡豊山や長宗我部氏の居城であった岡豊城跡などが連なり、「土佐のまほろば風景街道」と称されるゾーンがあります。

「土佐のまほろば風景街道」は情報発信や施設整備等により活用を促進するとともに、

地域住民団体等による国分川周辺を中心とした「道づくり・風景づくり」を支援し、へんろ道や自然を楽しめるウォーキングルートやイベント開催場所として活用を促進します。

④ 農業観光機能の充実

本市の農業、園芸産業を活かし、既存の農業・園芸施設に加え、体験型農業施設や市民農園の整備により、参加型観光の創出等を促進します。

⑤ 郷土の歴史・文化資源を結ぶ観光ネットワークの強化

歴史・文化資源等の観光施設の情報発信設備等を整備することにより観光客の利便性の向上を図るとともに、周辺市町村と連携を図り、広域観光ルートの整備や広域的なイベント等の創出に努め、広域観光ネットワークの強化に努めます。

圖 観光・歴史まちづくり整備方針図

